

甲府市農業委員会 11月定例総会議事録

1. 日 時 令和5年11月29日（水曜日）午後2時00分から午後3時00分

2. 会 場 甲府市南公民館

3. 出席委員（16名）

会長・柿嶋 敦 会長職務代理者・山村 忠弘、米山 夫佐子

【農業委員】

2 番 落合 洋子 3 番 土屋 三千雄 4 番 宮川 俊一 5 番 輿水 辰次
6 番 芦沢 喜嗣 7 番 小松 芳彦 9 番 亀井 智 10 番 關野 登
11 番 佐々木 茂隆 13 番 渡邊 元二 14 番 野澤 洋子 15 番 長田 正実
16 番 菊島 建

【農地利用最適化推進委員】

1 番 山本 俊一 2 番 二宮 茂徳 3 番 若尾 忠昭 4 番 石橋 晴夫
5 番 中澤 千尋 6 番 萩原 滋 7 番 杉原 正芳 8 番 小林 正人
9 番 鷹野 一郎 10 番 大森 由彦 14 番 後藤 良仁 15 番 米山 英樹
16 番 飯寄 忠芳 18 番 志田 健

4. 欠席委員

【農業委員】（3名）

1 番 森澤 良直、8 番 越石 和昭、12 番 西名 武洋

5. 職務のために出席した農業委員会事務局職員の職氏名

事 務 局 長 山本 伸二
農地係 係 長 清野 隆彦
 係 長 中村 勝
振興係 係 長 牧野 公治
 主 任 田中 道仁

6. 議 案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号 令和5年12月告示分農用地利用集積計画の承認について
議案第5号 令和5年12月告示分農地中間管理権に係る農用地利用集積計画の承認について

- 議案第 6 号 農用地利用集積等促進計画（案）の作成について
議案第 7 号 地域計画の策定に向けた農地等の利用調整活動の推進に関する決議書（案）

報告案件

- 報告第 1 号 山梨県農業会議への諮問結果について
報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
報告第 3 号 農地法第 5 条の規定による届出について（市街化区域届出）
報告第 4 号 農用地利用集積計画の解約について

午後 2 時 00 分 開会

○事務局（清野係長）

それでは、令和 5 年 11 月定例総会を始めます。

本日の総会は、農業委員定数 19 名中 16 名のご出席をいただき、過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、この会議が成立していることをご報告いたします。

それでは、甲府市農業委員会総会会議規則により、会長が議長を務め会議を進めて参ります。会長よろしく、お願いいたします。

○議長（柿嶋会長）

ただ今から、甲府市農業委員会 11 月定例総会を、農業委員会等に関する法律、並びに甲府市農業委員会総会会議規則により、会議を進めて参ります。

最初に、11 月定例総会の議事録署名委員ですが、議席の順番によると、7 番の小松芳彦委員と、本日 8 番の越石委員が欠席ですので、9 番の亀井智委員の 2 名にお願いいたします。

先ほど事務局とも打ち合わせをした際に、すべての案件について事前の質問はないとの報告を受けておりますので、議事の進行を行いたいと思います。

○議長（柿嶋会長）

それでは議案審議を始めます。議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について審議いたします。事務局より説明して下さい。

○事務局（中村係長）

まず、議案の説明の前に、先月 10 月の総会におきまして、山城地区の關野委員からのご質問で、〇〇に対する、既に交付した〇〇の取り扱いについてですが、〇〇は、その〇〇に対して、〇〇であるという証明書ですので、その〇〇が〇〇ということ

すので、既に交付した証明書は〇〇であるため、その後の取り扱いについては、〇〇してもらおうというようなことは特にしないということでございます。

以上でございます。

○議長（柿嶋会長）

關野委員、よろしいですか。

○山城地区（關野委員）

はい、分かりました。

○事務局（中村係長）

それでは、議案の説明に移りたいと思います。

農地法第3条につきましては、農地を耕作する目的で農地のまま売買などにより、所有権を移転するものであります。

今月は、2件ございます。

議案書1ページの1番、地図は1ページの3条NO.1をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲り渡し人、譲り受け人につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地の東面、南面は事業所、西面、北面は農地となっております。

譲り受け人は、〇〇に居住しておりますが、現在、〇〇と〇〇の農地で、耕作しておりますが、申請地を取得し、〇〇したいとのことであります。

譲り受け人の現在の経営面積は、〇〇と〇〇で合わせて、〇〇㎡ですが、取得後は、〇〇㎡となり、申請地には〇〇を行う計画とのことであります。

続きまして、議案書2番、地図は2ページの3条NO.2をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲り渡し人、譲り受け人につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地の四方はすべて農地となっております。

譲り受け人は、申請地の〇〇側の農地で耕作しておりますが、申請地を取得し、〇〇したいとのことであります。

譲り受け人の現在の経営面積は〇〇㎡ですが、取得後は〇〇㎡となり、申請地には〇〇を行う計画とのことであります。

以上でございます。 よろしく願いいたします。

○議長（柿嶋会長）

事務局から説明が終わりました。この案件についても事前にご意見、ご質問の報告は受けておりませんが、何かありましたらお願いします。

○白井地区（土屋委員）

1 番は白井町に関する案件でございます。農地を取得する方が〇〇を借り受けていまして、その〇〇の近くで以前から空いている農地があれば借りたいと言っており、私もこの譲り受ける〇〇を知っていますが、〇〇しておりますのでよろしくお願ひします。

○議長（柿嶋会長）

他になにかご意見はございますか。

《 質問・意見なし 》

○議長（柿嶋会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、賛成の方は挙手をしてください。

《 全員挙手 》

○議長（柿嶋会長）

ありがとうございました。

全員の方の賛成の挙手をいただきましたので議案第 1 号については、決定し、許可書の交付をしまいたします。

つぎに、議案第 2 号農地法第 4 条の規定による許可申請について審議いたします。事務局より説明して下さい。

○事務局（中村係長）

農地法 4 条につきましては、農地の所有者ご自身が、農地を農地以外に転用するものでございます。

今月は、3 件ございます。

議案書 2 ページの 1 番、地図は 3 ページの 4 条 NO.1 をご覧ください。

この案件につきましては、営農型太陽光発電施設の一時転用の継続審査であります。

この営農型の太陽光につきましては、地面で耕作を行い、その農地の上空に太陽光発電パネルを設置するもので、転用許可につきましては、期限付きの一時転用という扱いになり、支柱のコンクリートの基礎部分を一時転用許可の対象とし、3 年ごとに継続審査を行う必要があります。今回、一時転用の期限到来前に再度申請があり、許可を再度取得するものであります。

申請地の所在、地目、面積、申請人につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地の東面、西面は農地、南面は水路及び農地、北面は宅地となっており、農地区分は第 2 種農地と判断いたしました。

申請人は、土地の有効利用を図るため、〇〇年前の〇〇年〇〇月に、農業委員会総会において、営農型太陽光発電施設の一時転用許可を取得し、太陽光パネル〇〇枚、面積〇〇㎡を設置し、太陽光パネルの下に〇〇を〇〇本植えたものであります。

一時転用面積は、支柱基礎部分：〇〇本、〇〇㎡となります。

なお、〇〇の状況につきましては、植え付けしてから〇〇年弱になりますが、順調に生育しており、もう少しで収穫となる状況であります。

続きまして、議案書 2 番、地図は 4 ページの 4 条 NO.2 をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、申請人につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地の東面、西面は農地及び宅地、南面は宅地、北面は甲府市道となっており、農地区分は第 2 種農地と判断いたしました。

申請地は、〇〇に近接しておりますが、〇〇の〇〇等の時に〇〇していることから、申請人が〇〇を設置するものであります。

転用後は、〇〇を設置する予定となっております。

なお、〇〇は砕石で仕上げ、雨水は地下浸透により処理いたします。

続きまして、議案書 3 番、地図は 5 ページの 4 条 NO.3 をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、申請人につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地の東面、北面は農地、西面は甲府市道、南面は宅地となっており、農地区分は第 2 種農地と判断いたしました。

申請人は、現在の〇〇が〇〇していることから、申請地に移転し、〇〇する予定であります。

転用後は〇〇する予定であります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（柿嶋会長）

事務局から説明が終わりました。この案件についても事前にご意見、ご質問の報告は受けておりませんが、何かありましたらお願いします。

〈 質問・意見なし 〉

○議長（柿嶋会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第 2 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、賛成の方は挙手をしてください。

〈 全員挙手 〉

○議長（柿嶋会長）

ありがとうございました。

全員の方の賛成の挙手をいただきましたので議案第 2 号については、決定し、許可書の交付をして参ります。

つぎに、議案第 3 号農地法第 5 条の規定による許可申請について審議いたします。事務局より説明して下さい。

○事務局（中村係長）

農地法第 5 条につきましては、農地の所有者以外の方が、農地を取得、または借りて、農地を農地以外に転用するものであります。

今月の申請は、所有権移転が 5 件、賃貸借が 1 件、使用貸借が 1 件の合計 7 件であります。

議案書 3 ページの 1 番、地図は、6 ページの 5 条 NO.1 をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲り渡し人、譲り受け人につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地の東面、南面は宅地、西面、北面は山林となっており、農地区分は、第 2 種農地と判断いたしました。

譲り受け人は、申請地を含めた一体の用地で、〇〇を〇〇しておりますが、平成〇〇年より、〇〇してきたことから、これを〇〇する必要があるため、今回、〇〇による申請となります。

続きまして、議案書 2 番、地図は、7 ページの 5 条 NO.2 をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲り受け人、譲り渡し人につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地の東面、西面、北面は宅地、南面は道路となっており、農地区分は、第 3 種農地と判断しました。

譲り受け人は、現在の〇〇が〇〇となったため、申請地を取得し、〇〇したいとのことです。転用後は、〇〇する予定であります。

続きまして、議案書 3 番、地図は、4 ページの 5 条 NO.3 をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、貸し人、借り人につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地の東面、西面、南面は農地、北面は宅地及び甲府市道となっており、農地区分は、第 2 種農地と判断しました。

借り人は、〇〇に〇〇がある〇〇であり、〇〇及び〇〇に登録がある業者であり、〇〇の他、〇〇と連携し、〇〇も行っている〇〇であります。

借り人は、現在、〇〇にある〇〇が〇〇になり、また、今後も、〇〇において〇〇を予定しており、〇〇していくことから、利便性に適している申請地を賃借し、〇〇に転用したいとのことであります。

〇〇には、〇〇などを置く予定であります。

なお、建設残土や砕石等を置きますが、盛る高さは、1m未滿に抑え、周辺には影響を及ぼさないようにする計画であります。

また、敷地は碎石で敷き均し、雨水は地下浸透により処理いたします。

続きまして、議案書 4 ページの 4 番、地図は、8 ページの 5 条 NO. 4 をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、貸し人、借り人につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地の東面、南面は道路、西面はお寺、北面は農地となっており、農地区分は、第 1 種農地の不許可の例外と判断いたしました。

借り人は、申請地〇〇側の〇〇であり、貸し人はその〇〇の〇〇であります。現在、〇〇が無いので、申請地を使用貸借し、〇〇に転用したいとのことであります。

なお、〇〇は碎石で仕上げ、雨水は地下浸透処理とする予定であります。

続きまして、議案書 5 番、地図は、9 ページの 5 条 NO. 5 をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲り渡し人、譲り受け人につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地の東面、南面は宅地、西面は甲府市道、北面は農地及び宅地となっており、農地区分は、第 1 種農地の不許可の例外と判断いたしました。

譲り受け人は、現在の〇〇が〇〇となったため、〇〇近くの申請地を取得し、〇〇したいとのことであります。

転用後は、〇〇する予定であります。

続きまして、議案書 6 番、5 ページの 7 番は関連案件になります。

地図は、10 ページの 5 条 NO. 6、NO. 7 をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲り渡し人、譲り受け人につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地の東面、南面は道路、西面、北面は既存の〇〇となっており、農地区分は、第 3 種農地と判断しました。

譲り受け人は、〇〇で〇〇しており、令和〇〇年〇〇月に、申請地の隣接地を農地転用の許可を得て、〇〇として利用しておりますが、〇〇に伴い、申請地を取得し、〇〇として使用したいとのことであります。

続きまして、議案書 8 番から 6 ページの 10 番までは、関連案件になります。

地図は、11 ページの 5 条 NO. 8～NO. 10 をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲り渡し人、譲り受け人につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地の東面は農地、西面は既存施設の〇〇、南側、北側は甲府市道となっており、農地区分は、第 1 種農地の不許可の例外と判断いたしました。

譲り受け人は、申請地の隣接地で、〇〇しておりますが、〇〇を行うため、申請地を取得し、新たに〇〇したいとのことであります。

なお、雨水は、敷地内に浸透枳を設置し、地下へ浸透させ、汚水は合併浄化槽により、処理する計画であります。

また、既存の〇〇は撤去し、その跡地は〇〇として利用する計画であります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（柿嶋会長）

事務局から説明が終わりました。議案第 3 号についても、ご意見等はいただいておりますが、特別何かありましたらお願いいたします。

《 質問・意見なし 》

○議長（柿嶋会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、賛成の方は挙手をしてください。

《 全員挙手 》

○議長（柿嶋会長）

ありがとうございました。

全員の方の賛成の挙手をいただきましたので議案第 3 号については、決定します。

この議案のうち、1,000 m²以上の案件については、許可相当ということで、県農業会議に諮問して参ります。

それ以外の案件は 1,000 m²未満の案件ですので許可書を交付して参ります。

つぎに、報告第 1 号から第 3 号について、事務局より説明して下さい。

○事務局（中村係長）

それでは、報告事項の説明をいたします。

議案書 7 ページは、先月の総会案件のうち、農地法第 5 条の申請について、山梨県農業会議へ諮問をした結果、許可相当との答申を受けました。

8 ページから 12 ページまでは、9 月 29 日から 11 月 2 日までに受理しました、相続等の 3 条の届出や、市街化区域における農地法第 5 の届出について、掲載しております。

なお、それぞれの転用目的や農地の所在、届出人等につきましては、議案書に記載のとおりであり、受理通知につきましては、事務局長の専決により交付済みとなっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（柿嶋会長）

事務局からの説明が終わりました。

報告第 1 号から第 3 号につきましては、報告事項ですので、ご了承願いたいと思います。

つぎに、議案第 4 号令和 5 年 12 月告示分農用地利用集積計画についてと、関連があ

りますので、報告第 4 号農用地利用集積計画の解約については一括して審議いたします。

それでは、事務局より説明してください。

○事務局（牧野係長）

議案の説明に入る前に、今月から議案の表記方法を変更した箇所がありますので、説明いたします。議案第 4 号から第 6 号の利用権貸借について、賃借料をより分かりやすくするため、「年間賃借料」と表記し、その案件に対する年間の賃借料の金額を記載するようにしました。10a 当りの賃借料を設定している案件については、「10a 当り ●●●円」と記載しました。

それでは議案第 4 号の説明をいたします。

農地銀行を利用する案件は、所有権移転 1 件、新規設定 12 件、再設定 50 件、計 63 件の申し出がありました。

議案書 13 ページの表は、所有権移転です。

山城地区からの申し出がありまして、合計面積は 1,435 m²です。

議案書 15 ページの表は、新規設定です。

甲運・玉諸・山城・中道北・中道南地区からの申し出があり、合計面積は 10,979 m²です。

中段の表は、令和 5 年度の目標面積 119,200 m²に対し、設定面積は 96,799 m²、達成率は 81%です。

続いて 16 ページの表は、再設定です。

里垣・甲運・玉諸・二川・山城・中道北・中道南地区からの申し出があり、合計面積は 89,314 m²です。

中段の表、令和 5 年度の目標面積 396,600 m²に対し、設定面積は 193,910 m²、達成率は 49%です。

17 ページ 1 番から 20 ページ 12 番は新規設定です。

21 ページ 13 番から 22 ページ 15 番は再設定です。

22 ページ 16 番から 39 ページ 62 番は再設定の更新です。

補足説明が必要となる、所有権移転と新規就農者の案件を読み上げさせていただきます。

まず所有権移転の案件を説明します。14 ページ 1 番をご覧ください。

譲り受人は、〇〇在住の〇〇歳で年間に 300 日間、農業に従事しており、〇〇で〇〇m²を耕作しています。〇〇のため、所有権移転をすることになりました。利用目的は〇〇です。

譲り受人は、認定農業者の認定を受けており、耕作に供すべき農用地のすべてを効率的に利用しております。

これらを踏まえ、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項による要件を満たしております。

続いて新規就農者の案件を説明します。

1 件目を説明します。17 ページ 1 番と 2 番をご覧ください。

借り手は、〇〇にお住まいの〇〇歳です。令和〇〇年〇〇月から〇〇で研修し、〇〇での〇〇も経験し、〇〇を学んでいます。当該農地では〇〇する予定です。農業機械は今回借り受ける農地の所有者から借りるとのことです。年間 150 日農業に従事する予定であり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項による要件を満たしております。

2 件目を説明します。18 ページ 5 番をご覧ください。

借り手は、〇〇にお住まいの〇〇歳で、〇〇のもとに就農します。今後は〇〇ですが、今回借り受ける農地では、〇〇とは別に、ご自身で〇〇を行うとのこと。

年間 320 日農業に従事する予定であり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項による要件を満たしております。

その他につきましては、議案書記載のとおりです。耕作に供すべき農用地のすべてを効率的に利用し、耕作に必要な農業に常時従事しているなど、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項による要件を満たしております。

引き続き、農用地利用集積計画の解約の報告です。議案書 40 ページから 41 ページをご覧ください。

今月は 5 件の解約となります。解約の内容、理由は、記載のとおりです。

解約の届けが提出されましたので報告いたします。

○議長（柿嶋会長）

事務局から説明が終わりました。

所有権移転の案件及び新規の利用権設定の案件について、原則、説明をいただくこととしております。

それでは、所有権移転の 1 番と利用権設定 5 番の案件について、山城地区 關野委員から補足説明をお願いします。

○山城地区（關野委員）

所有権移転の 1 番の案件について、移転を受ける方は、〇〇を買い受けますが、この方は〇〇を中心に農業経営を行っており、現在も〇〇をされている方です。

利用権設定 5 番の案件について、この方は〇〇しており、家族経営協定を結んで既に就農しているということで、今回〇〇の近くで、新たに〇〇にチャレンジするというところでよろしくをお願いします。

○議長（柿嶋会長）

ありがとうございました。

つぎに、利用権設定の 1 番と 2 番の案件について、甲運地区小松委員から補足説明をお願いします。

○甲運地区（小松委員）

利用権設定の 1 番と 2 番の案件について、この方は農業委員会事務局に申し込みをして、甲運地区で農地を借りたいということで、農地が見つかるまで〇〇年かかりました。〇〇年目は〇〇をして、〇〇年目は〇〇をして農業研修を積み、今回農地を手に入れることができたという〇〇でして、やる気は充分で、〇〇からこちらに引っ越してきました。〇〇をしながら農業をするということで〇〇しか持っていなかったもので、今回農地を借りるにあたり〇〇から農業機械等を借りるあたりをつけまして、またその畑には水道が引いてあり水も確保できるということで、他の委員さんからもこんな形で段取りがつかっているのであれば、農地を託してもいいと承認が得られました。まだ〇〇ですので、私も見守っていきたいと思います。

以上です。

○議長（柿嶋会長）

ありがとうございました。

地元委員より説明が終わりました。

こちら事前にご質問の報告は受けておりませんが、特別ありましたらお願いいたします。

《 質問・意見無し 》

それでは、採決をいたします。

議案第 4 号の案件について、賛成の方は、挙手をしてください。

《 賛成多数 》

ありがとうございます。賛成多数ですので、議案第 4 号の案件について、決定して参ります。また、報告第 4 号については、報告事項ですので、ご了承いただきたいと思ひます。

つぎに、議案第 5 号 令和 5 年 12 月告示分 農地中間管理権に係る農用地利用集積計画についてと、関連がありますので、議案第 6 号農用地利用集積等促進計画（案）の作成については一括して審議いたします。事務局より説明してください。

○事務局（牧野係長）

中間管理機構を利用する案件について説明させていただきます。

議案書 42 ページをご覧ください。

農地中間管理事業については、一度、農地を農地中間管理機構が借り受け、その農地を、必要に応じて利用条件を改善しまとまりのある形で担い手に貸し付けます。貸借期間の満了後は、農地銀行と同様に農地所有者に確実に返還されます。貸借を継続することも可能です。農業経営基盤強化促進法の改正により、令和 5 年度から農用地利用集積計画と農用地利用配分計画が廃止になり、農用地利用集積等促進計画に一本

化されました。農用地利用集積計画については 2 年間の経過措置期間があるため、貸し手から農地中間管理機構への貸し付は農用地利用集積計画を定め、農地中間管理機構から借り手への転貸は農用地利用集積等促進計画を定めることとなっています。

議案第 5 号で貸し手から農地中間管理機構への農用地利用集積計画、議案第 6 号で農地中間管理機構から担い手への農用地利用集積等促進計画に分かれています。関連がありますので、一括して説明させていただきます。

議案書 42 ページをご覧ください。甲運地区の貸し手から農地中間管理機構への貸し出しの申し出が 1 件あり、面積は 213 ㎡です。

議案書 43 ページ 1 番をご覧ください。記載のとおり、貸し手から農地中間管理機構へ農地が集積されます。貸し手、所在、地目、面積、利用目的、貸借期間については、議案書記載のとおりです。

続いて、議案書 44 ページ 1 番をご覧ください。農地中間管理機構に集積された農地が記載のとおり、借り手へ転貸される予定です。

借り手、所在、地目、面積、利用目的、貸借期間については、記載のとおりです。

耕作に供すべき農用地のすべてを効率的に利用し、耕作に必要な農業に常時従事しているなど、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項による要件を満たしております。

○議長（柿嶋会長）

事務局からの説明が終わりました。

議案第 5 号及び第 6 号についても、ご意見等はいただいておりますが、特別何かありましたらお願いいたします。

《 質問・意見無し 》

それでは、採決をいたします。

議案第 5 号及び第 6 号の案件について、賛成の方は、挙手をしてください。

《 全員賛成 》

ありがとうございます。全員の方の賛成の挙手をいただきましたので、議案第 5 号及び第 6 号について決定して参ります。

つぎに、議案第 7 号 地域計画の策定に向けた農地等の利用調整活動の推進に関する決議書（案）について審議いたします。

それでは、事務局より説明してください。

○事務局（牧野係長）

それでは、「地域計画の策定に向けた農地等の利用調整活動の推進に関する決議書（案）」を付議させていただきます。

これは、山梨県農業会議から送付された「令和 5 年度地域計画の策定に向けた農地

等の利用調整活動推進要領」に基づいております。

ここでは、地域計画の策定に向けた農地等の利用調整活動の推進に関する決議を農業委員会総会で行い、利用調整活動の推進に向けて委員等の意思統一を行うことが求められています。

平成28年4月1日に施行された改正農業委員会法により「農地等の利用の最適化の推進」が農業委員会の必須活動に位置づけられ、施行5年後の見直しを経て、昨年2月に農林水産省が発出した「ガイドライン通知」では、農業委員・農地利用最適化推進委員（以下「委員等」という。）による農家、農業法人及び新規参入希望者等の意向を踏まえた、農地等の利用調整活動のより具体的な目標の樹立や目標に沿った活動、活動実績の公表が求められています。

更に、本年4月に施行された「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律」においては、市町村は「地域計画」の策定・実行に向けて取り組むことが法定化され、農業委員会活動では、農地の出し手・受け手の意向や遊休農地・所有者不明農地の把握と情報提供、現況地図・目標地図素案の作成、地域の話し合いへの参加などが委員等の役割として明確化されています。

このことを踏まえまして、地域計画の策定に向けた「農地等の利用調整活動強化月間」を定め、委員等による農地等の利用調整活動を推進するものとして、付議をさせていただきます。

なお「農地等の利用調整活動強化月間」は「令和5年度地域計画の策定に向けた農地等の利用調整活動推進要領」に基づき令和5年12月～令和6年2月の3ヶ月間の設定を付議させていただきます。

地域計画についてですが、地域計画とは、5年後、10年後の農業についての計画です。地域計画が法定化される前は人・農地プランが策定された経緯があります。

来年1月の総会では、説明をさせていただけたらと考えております。説明内容は改選前に、改選前の委員の皆様にご説明した内容と同様な説明を考えております。

今回、ご審議をいただきたい決議文を総会の議案として付議させていただきました。議案書の冊子とは別にある紙で皆様方にお配りしてあります議案は、(案)となっております。

朗読をもって付議をさせていただきます。

＊＊ 「地域計画の策定に向けた農地等の利用調整活動の推進に関する決議書（案）」を朗読 ＊＊

以上です。ご審議のほど、お願いいたします。

○議長（柿嶋会長）

事務局から説明が終わりました。

こちら事前にご質問の報告は受けておりませんが、特別ありましたらお願いいた

します。

《 質問・意見なし 》

それでは、採決をいたします。

議案第7号の案件に、賛成の方は、挙手をしてください。

《 賛成多数の場合 》

ありがとうございます。賛成多数ですので議案第7号の案件について、決定して参ります。

以上で、予定している案件は全て終了しましたが、他に何かありましたらお願いします。

○玉諸地区（落合委員）

〇〇地区で畑の木を伐採して3、4日〇〇したところ、〇〇から〇〇が来ました。農家が〇〇ことについては許可が出ているのは知っているが、あまりにも〇〇から〇〇ています。これから剪定して〇〇に入っていますが、ぜひ〇〇でということで〇〇という形で皆様にお伝えします。

○事務局（牧野係長）

先日、〇〇の方から同様の話があり、私から消防署に連絡して地区の消防署に〇〇してもらいました。今後も同様の事例がありましたら、私に連絡いただければ消防署に連絡して〇〇してもらいます。また農業委員会だよりも〇〇ということで掲載します。

○山本事務局長

〇〇は〇〇ですが、農業的には認められています。ただ、〇〇している所では〇〇となっています。本来は自治会単位でルールを作ったり、隣接している農家同志で話合ってもらいたいところですが、〇〇な場合などについては、事務局で〇〇したいと思います。

○山城地区（關野委員）

何日も継続して〇〇のは〇〇。夜はずっといなければならないし、一度は〇〇とかね。

○議長（柿嶋会長）

この件に関しては、お互い各地区に戻ったら、様々な集まりで啓蒙してもらい、農業委員会だよりも載せて、皆さんの意識を高めていきたいと思います。

○甲運地区（小松委員）

同じようなことですが、以前ぶどう農家が〇〇を〇〇して〇〇がありましたが、ネットを張ったり風向きに注意したりして、現在のご理解をいただいております。

○議長（柿嶋会長）

他にはいかがでしょうか。

《 特に無し 》

【5. 総会閉会の宣言】

以上をもちまして、11月定例総会を終了いたします。
ご苦勞様でした。

午後3時00分 閉会